【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（組織再編成対象会社が発行者である有価証券の範囲）

**第二条の三**　法第二条の二第四項第一号及び第四条第一項第二号イに規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一　新株予約権証券

二　新株予約権付社債券

三　有価証券信託受益証券（法第二条第一項第十四号に掲げる有価証券のうち同項各号に掲げる有価証券を信託財産とするものであつて、当該信託財産である有価証券（以下「受託有価証券」という。）に係る権利の内容が当該信託の受益権の内容に含まれる旨その他内閣府令で定める事項が当該信託に係る信託行為において定められているものをいう。以下同じ。）のうち、受託有価証券が株券又は前二号に掲げる有価証券であるもの

四　法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で株券又は第一号若しくは第二号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（組織再編成対象会社が発行者である有価証券の範囲）

**第二条の三**　法第二条の二第四項第一号及び第四条第一項第二号イに規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一　新株予約権証券

二　新株予約権付社債券

三　有価証券信託受益証券（法第二条第一項第十四号に掲げる有価証券のうち同項各号に掲げる有価証券を信託財産とするものであつて、当該信託財産である有価証券（以下「受託有価証券」という。）に係る権利の内容が当該信託の受益権の内容に含まれる旨その他内閣府令で定める事項が当該信託に係る信託行為において定められているものをいう。以下同じ。）のうち、受託有価証券が株券又は前二号に掲げる有価証券であるもの

四　法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で株券又は第一号若しくは第二号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

（改正前）

（新設）